

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 3 月 28 日（金）第2994号の 7



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

- 地方公営企業法第39条第2項に規定する職を定める規則の一部を改正する規則（※）
（県立病院課取扱い） 1

教 育 委 員 会 規 則

- 鹿児島県立高等学校授業料の減額及び免除に関する規則及び鹿児島県立高等学校入学料の免除に関する規則の一部を改正する規則（※）
（総務福利課取扱い） 1
- 鹿児島県立高等学校入学料の免除に関し特例を定める規則の一部を改正する規則（※）
（総務福利課取扱い） 2

県立病院局企業管理規程

- 県立病院局組織規程の一部を改正する規程（※）
（県立病院課取扱い） 2
- 鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（※）
（県立病院課取扱い） 4

規 則

地方公営企業法第39条第2項に規定する職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第18号

地方公営企業法第39条第2項に規定する職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項に規定する職を定める規則（平成18年鹿児島県規則第51号）の一部を次のように改正する。

本則第2号を次のように改める。

- (2) 組織規程第9条に定める職のうち院長，副院長，事務長，事務次長，薬局長，総看護師長，副総看護師長，内科部長，呼吸器内科部長，循環器内科部長，消化器内科部長，血液内科部長，神経内科部長，人工透析内科部長，外科部長，消化器外科部長，小児外科部長，整形外科部長，脳神経外科部長，精神科部長，第一精神科部長，第二精神科部長，第三精神科部長，第四精神科部長，小児科部長，皮膚科部長，泌尿器科部長，産婦人科部長，産科部長，婦人科部長，眼科部長，耳鼻咽喉科部長，リハビリテーション科部長，放射線科部長，病理診断科部長，救急科部長，歯科口腔外科部長，麻酔科部長，総合診療科部長，臨床検査技師長及び診療放射線技師長の職

附 則

この規則は，平成26年 4 月 1 日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

鹿児島県立高等学校授業料の減額及び免除に関する規則及び鹿児島県立高等学校入学料の免除に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県教育委員会委員長 島津公保

鹿児島県教育委員会規則第 7 号

鹿児島県立高等学校授業料の減額及び免除に関する規則及び鹿児島県立高等学校入学料の免除に関する規則の一部を改正する規則

（鹿児島県立高等学校授業料の減額及び免除に関する規則の一部改正）

第 1 条 鹿児島県立高等学校授業料の減額及び免除に関する規則（昭和38年鹿児島県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「鹿児島県立高等学校授業料等徴収条例」を「鹿児島県立中学校及び高等学校授業料等徴収条例」に、「第 6 条」を「第 9 条」に改める。

第 6 条中「第 5 条」を「第 8 条」に改める。

（鹿児島県立高等学校入学料の免除に関する規則の一部改正）

第 2 条 鹿児島県立高等学校入学料の免除に関する規則（平成 4 年鹿児島県教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「鹿児島県立高等学校授業料等徴収条例」を「鹿児島県立中学校及び高等学校授業料等徴収条例」に、「第 8 条第 4 項」を「第12条第 4 項」に改める。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県立高等学校入学料の免除に関し特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県教育委員会委員長 島津公保

鹿児島県教育委員会規則第 8 号

鹿児島県立高等学校入学料の免除に関し特例を定める規則の一部を改正する規則

鹿児島県立高等学校入学料の免除に関し特例を定める規則（平成23年鹿児島県教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成25年度」を「平成26年度」に改める。

附則第 2 項中「平成26年 3 月 31 日」を「平成27年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県立病院局企業管理規程

県立病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県県立病院局企業管理規程第 3 号

県立病院局組織規程の一部を改正する規程

県立病院局組織規程（平成18年鹿児島県県立病院局企業管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項の表中

副地域医療連携室長		を
副地域医療連携室長		
医療安全管理室長	上司の命を受け、医療の安全対策に関する事務を処理する。	に改め、同

副医療安全管理 室長	
---------------	--

条第 2 項の表呼吸器科部長の項中「呼吸器科部長」を「呼吸器内科部長」に、「呼吸器科診療等」を「呼吸器内科診療等」に改め、同表人工透析科部長の項中「人工透析科部長」を「循環器内科部長」に、「人工透析科診療等」を「循環器内科診療等」に改め、同表消化器科部長の項中「消化器科部長」を「消化器内科部長」に、「消化器科診療等」を「消化器内科診療等」に改め、同表循環器科部長の項中「循環器科部長」を「血液内科部長」に、「循環器科診療等」を「血液内科診療等」に改め、同表神経内科部長の項の次に次のように加える。

人工透析内科部 長	人工透析内科診療等に関する事務
--------------	-----------------

第 9 条第 2 項の表中小児科部長の項から耳鼻咽喉科部長の項まで及び神経精神科部長の項から放射線科部長の項までを削り、

第三精神科部長		を
神経科部長	神経科診療等に関する事務	
第一神経科部長		
第二神経科部長		
第三神経科部長		
リハビリテーシ ョン部長	リハビリテーションに関する事務	

第三精神科部長		に改め、同
第四精神科部長		
小児科部長	小児科診療等に関する事務	
皮膚科部長	皮膚科診療等に関する事務	
泌尿器科部長	泌尿器科診療等に関する事務	
産婦人科部長	産婦人科診療等に関する事務	
産科部長	産科診療等に関する事務	
婦人科部長	婦人科診療等に関する事務	
眼科部長	眼科診療等に関する事務	
耳鼻咽喉科部長	耳鼻咽喉科診療等に関する事務	
リハビリテーシ ョン科部長	リハビリテーション科診療等に関する事務	
放射線科部長	放射線科診療等に関する事務	
病理診断科部長	病理診断科診療等に関する事務	
救急科部長	救急科診療等に関する事務	

表総合診療科部長の項の次に次のように加える。

救命救急センタ ー長	救命救急センターに関する事務
臨床研修センタ ー長	臨床研修センターに関する事務
副臨床研修セン ター長	

第 9 条第 2 項の表中救命救急センター設立準備室長の項を削り、

臨床検査部長	臨床検査に関する事務	を
臨床検査技師長		
臨床検査技師長	臨床検査に関する事務	に改める。

附 則

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条第 2 項の表総合診療科部長の項の次に次のように加える改正規定及び同表中救命救急センター設立準備室長の項を削る改正規定は、同年 6 月 1 日から施行する。

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県立病院局企業管理規程第 4 号

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第12条第 1 項中「看護師，」を「臨床工学技士，助産師，看護師又は」に改め，「又は助産師」を削り，「看護作業」を「看護作業等」に改め，同条第 2 項中「看護作業」を「看護作業等」に改める。

別表第 7 ウの表県民健康プラザ鹿屋医療センターの項中

「

副院長

」を削る。

別表第 7 エの表県民健康プラザ鹿屋医療センターの項中

「

診療放射線技師長

」を削り，同表県立大島病院の項中

「

外科部長
臨床検査技師長

」を削り，同表県立薩南病院の項中

「

内科部長

」を

内科部長
人工透析内科部長
臨床検査技師長
診療放射線技師長

 に

改め，同表県立北薩病院の項を次のように改める。

県立北薩病院	副院長
	事務長
	総看護師長
	診療放射線技師長

附 則

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。